

# 下水道使用料の改定について

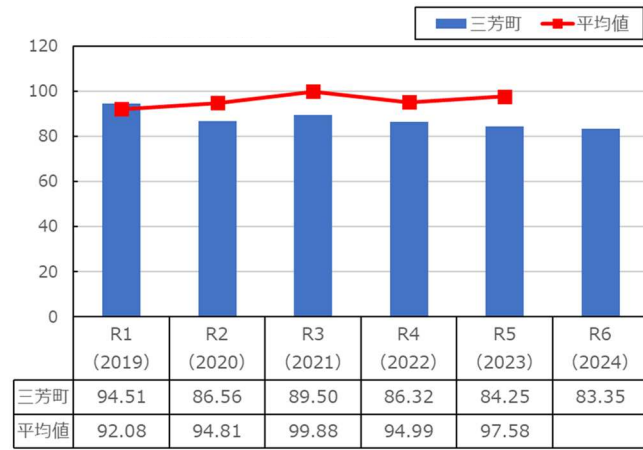
当町の下水道事業は、平成27年10月の使用料改定以降、経営努力を重ね、現行の使用料水準を維持してきました。しかし、人口の減少による使用料収入の減少、物価高騰による維持管理費の増大に加え、今後は老朽施設の更新費用や流域下水道負担金の改定により、経営状況は一層厳しくなることが予測されます。そのため、将来にわたり事業の持続可能性を安定して確保するため、使用料改定の検討を行いました。

## 1. 三芳町下水道事業の現状と課題

### 【経費回収率】

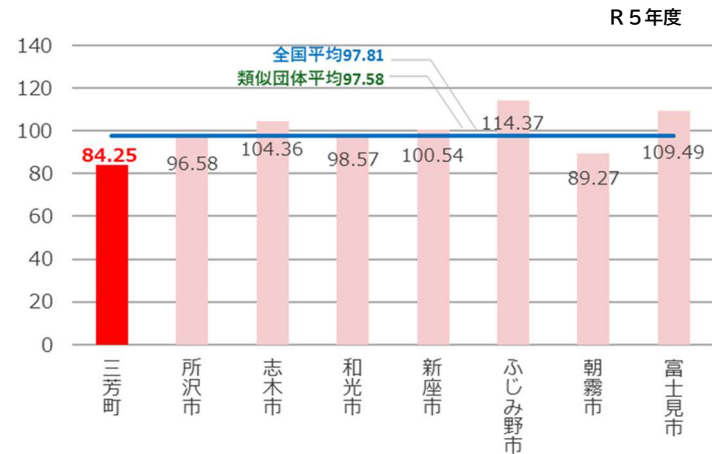
- 経費回収率は、汚水処理にかかる費用が使用料収入でどの程度賄われているかを示す指標です。
- この指標が100%以上であれば、独立採算による経営が維持されている状態を示します。
- 本町の経費回収率は経年的に減少傾向であり、使用料収入だけでは事業運営に必要な費用を賄えていません。
- 近隣事業体や類似団体の平均値と比較すると低い水準です。

経費回収率 (%) の推移



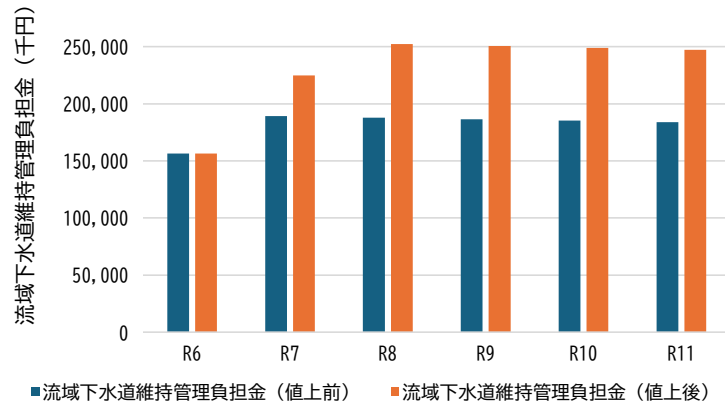
※平均値=類似団体の平均値

近隣事業体・類似事業体の平均比較



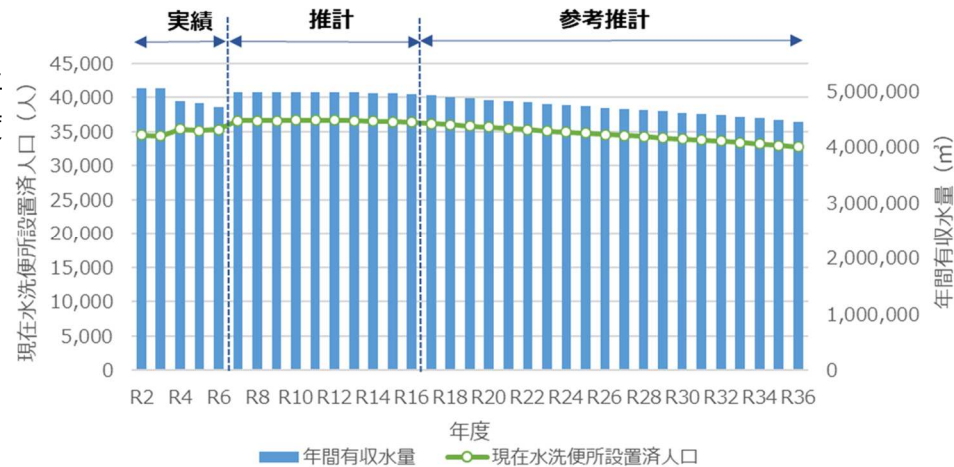
### 【流域下水道維持管理負担金の改定】

- 令和7年度から荒川右岸流域下水道維持管理負担金の段階的な単価改定が行われます。
  - R7年 32円/㎡→38円/㎡
  - R8年以降 38円/㎡→43円/㎡
- 流域下水道維持管理負担金は定期的に改定されています。令和6年度と比較して、令和7年度では約3,500万円、令和8年度以降は毎年約6,400万円の支出増が見込まれます。



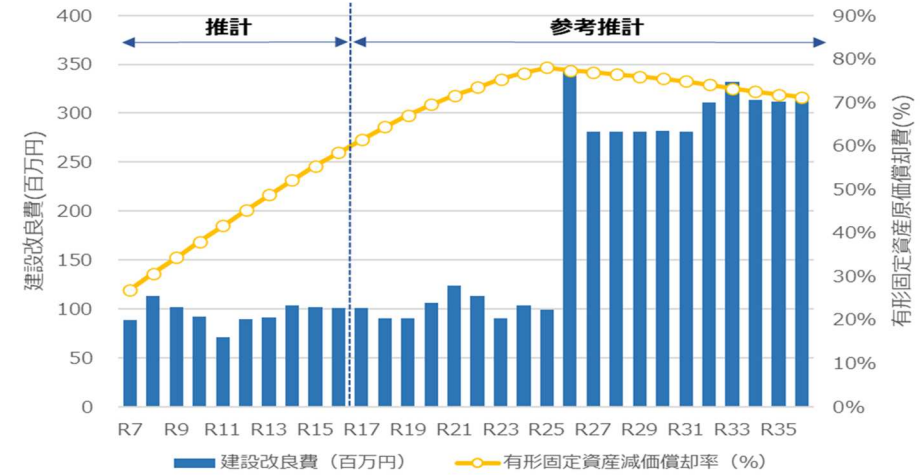
### 【水需要の減少】

- 水需要は減少傾向で推移し、令和36年度の有収水量は約6%減少(令和6年度実績比)する見込みです。



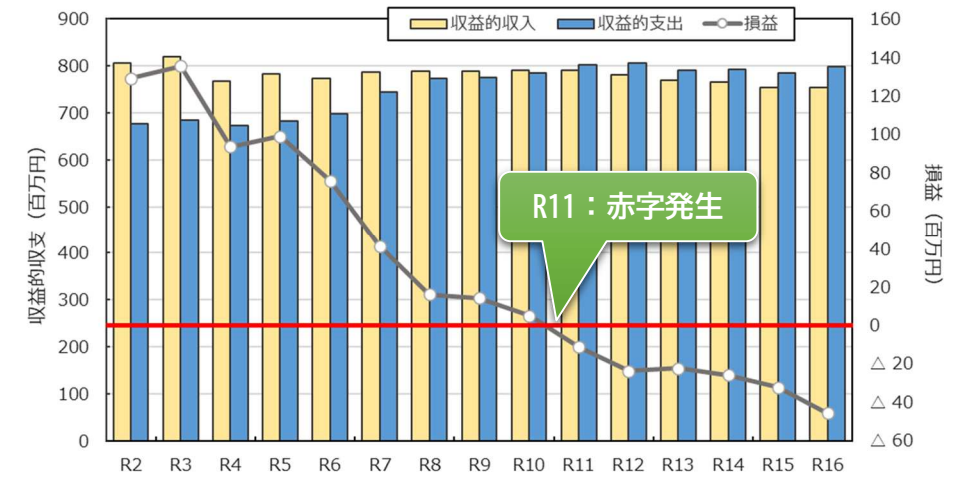
### 【施設更新・維持管理コストの増大】

- ストックマネジメント計画等に従って施設の老朽化や耐震対策を進めます。
- 建設改良費は、令和25年度までは、7,000万円～1億円程度で推移する見込みです。
- 令和26年度以降では、更新を控えていた分、建設改良費は急激に増加します。
- 今後も、ストックマネジメント計画等の計画に基づき、効率的な維持管理、更新を進めます。



### 【現行使用料における財政シミュレーション結果】

- 現行の使用料体系では、収益的収入が減少し、収益的支出が増加しているため、令和11年度以降は収益的支出が収益的収入を上回り、赤字経営になることが見込まれます。



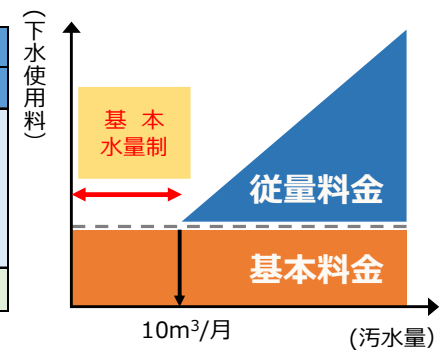
## 2. 三芳町の下水道使用料

### 【下水道使用料 (現行)】

- 基本料金は、使用水量の有無にかかわらず徴収される使用料です。
- 従量料金は、実使用水量に単価を乗じて算出して徴収される料金で、使えば使うほど高くなります。

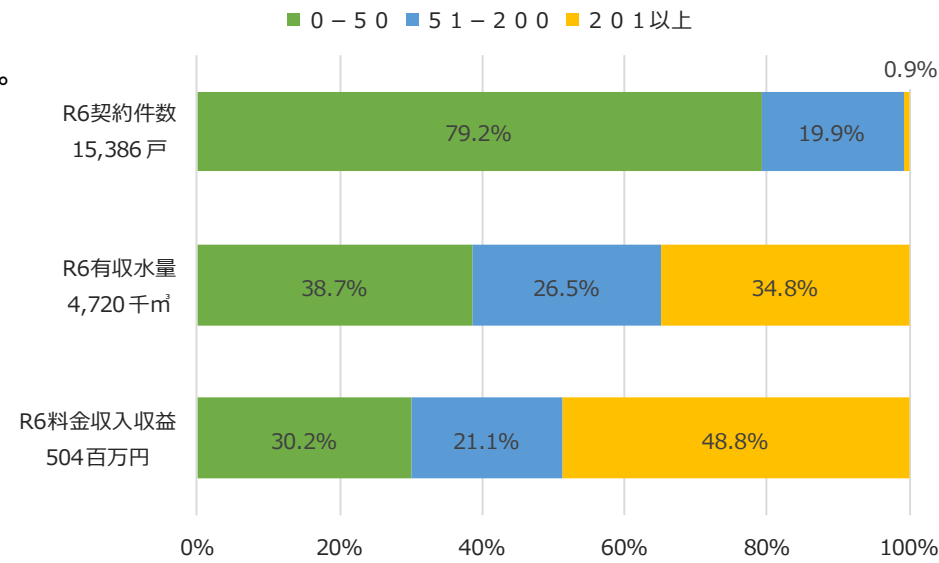
下水道使用料 (1月分) 税抜

区分	基本料金	従量料金					
		0~10㎡	11~25㎡	26~50㎡	51~75㎡	76~100㎡	101㎡~
一般汚水	600円	0円	1㎡につき80円	1㎡につき90円	1㎡につき120円	1㎡につき130円	1㎡につき140円
公衆浴場汚水		1㎡につき60円					



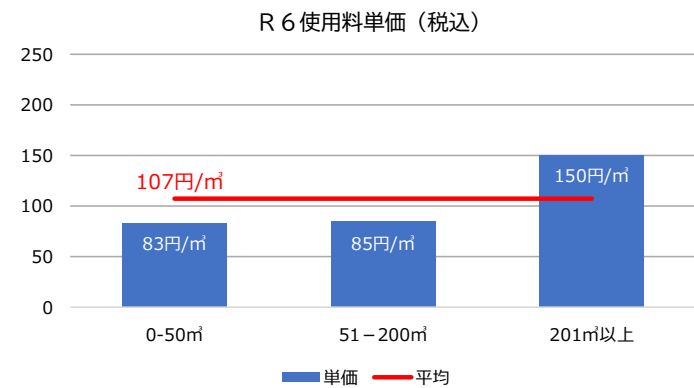
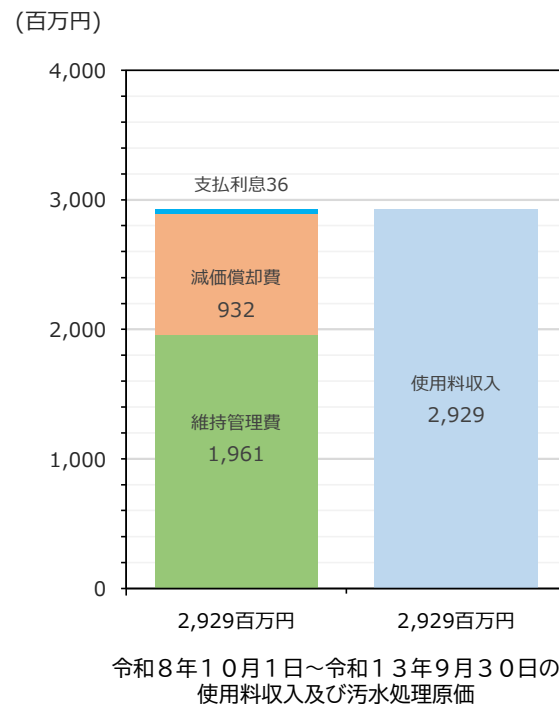
### 【水量別利用状況】

- ・ 水量200m<sup>3</sup>以下の契約件数は全体の99.1%、使用料収入は51.3%です。一方、201m<sup>3</sup>以上の契約件数は全体の0.9%ですが、使用料収入は48.8%を占めており、大口利用者への依存度が高くなっています。
- ・ 逓増制を採用しているため、使用水量201m<sup>3</sup>以上の単価は高く、200m<sup>3</sup>以下の使用水量では単価が低く抑えられています。



### 3. 三芳町に即した使用料改定率の算定

- ・ 令和8年10月から令和13年9月までの5年間における下水道事業運営の総括原価は、約38.1億円（年平均約7.6億円）が見込まれています。これには資産維持費（対象資産×資産維持率3.0%）が原価として算入されています。
- ・ 施設の点検調査結果より、施設の状態は良好であるため直近で大きな改築工事は発生しない見込みです。よって、今回は資産維持費を原価に含めず、汚水処理原価（約29億円（年平均約5.8億円））を回収できる改定率とし、平均改定率を20.5%としました。
- ・ 使用料改定から5年後を目途に、健全経営を維持できない場合、下水道使用料の見直しを行うか検討を行います。

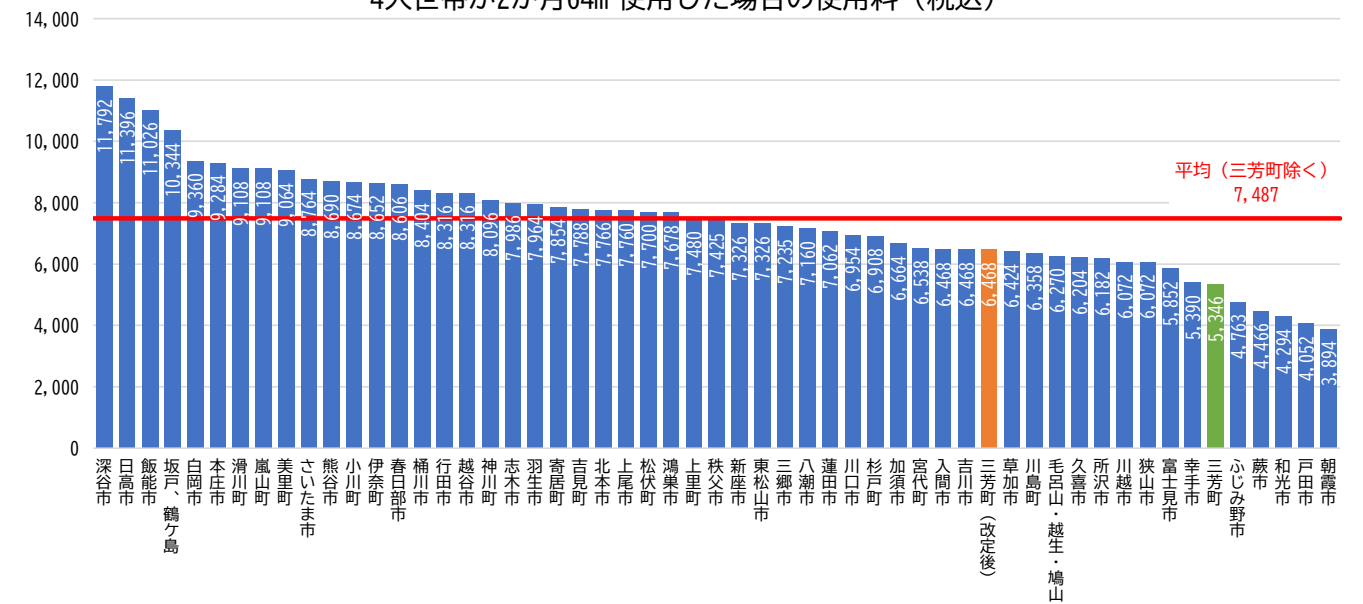


### 4. 使用料改定のポイント

- ポイント① 基本料金は据え置きとします
- ポイント② 基本水量制を廃止します

- ・ 将来にわたり安定した経営基盤を確保するためには、使用料で賄うべき汚水処理にかかる原価を適切に回収する必要があります。
- ・ 単身者世帯の増加などの理由により、使用水量が低い利用者が増加しています。このため、基本水量制を廃止し、使用水量に応じた使用料を設定することで、公平性の確保や増収が期待できます。
- ・ 本町の下水道使用料は改定後においても県内団体の平均以下で、56団体中下から15番目です。

4人世帯が2か月64m<sup>3</sup>使用した場合の使用料（税込）



### 5. 三芳町に即した使用料改定率における使用料体系

- ・ 使用水量が低い利用者に対して使用料負担が大きくなる事から、基本料金は据え置きます。
- ・ 基本水量制は廃止します。

#### 【下水道使用料（改定後）】

下水道使用料（1月分）税抜

区分	基本料金	従量料金					
		0~10m <sup>3</sup>	11~25m <sup>3</sup>	26~50m <sup>3</sup>	51~75m <sup>3</sup>	76~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~
一般汚水	600円 同額 (0%)	15円 15円増額 (-)	90円 10円増額 (13%)	120円 30円増額 (33%)	150円 30円増額 (25%)	160円 30円増額 (23%)	170円 30円増額 (21%)
公衆浴場汚水	1m <sup>3</sup> につき60円						

※青字は現行料金と新料金との差額

※括弧書き内の比率は（改定案新料金÷現行従量料金-1）×100で算出した割合

#### 【料金改定案によるシミュレーション】

どの世帯でもおおむね負担が同等となるように設定しています。

	1人世帯	2人世帯	4人世帯	企業（大口）
水道メーター口径	20mm			50mm
使用水量	16m <sup>3</sup>	32m <sup>3</sup>	64m <sup>3</sup>	500m <sup>3</sup>
現行使用料①	1,320円	2,376円	5,346円	68,860円
改定後使用料②	1,584円	2,838円	6,468円	84,370円
値上額 (②-①)	264円	462円	1,122円	15,510円
値上率 (②/①)	20.0%	19.4%	21.0%	22.5%